

『平家物語』 諸本考

— 屋代本詞章成立までの過程 —

西 海 淳 二

(一) 八坂流初期伝本について

(二) 屋代本詞章成立までの過程について

(三) まとめ

平家物語十二巻本諸伝本（筆者はこの稿で示した諸伝本を八坂流初期伝本とする）は流動過程で複雑に改編された。八坂流初期伝本の詞章を相互比較した結果、諸伝本中で比較的簡略な詞章である屋代本を最古態本と考えるよりも、鎌倉本系統本・佐佐木本系統本を基にして屋代本詞章が成立した、と認められる。

(一)

かつての十二巻本平家物語諸本研究者(註)の中に、十二巻本以前を想定して、原平家の存在を仮想し、三巻本より六巻本へ、さらに十二巻本へと増補発展したとする成長論が生まれた。また愚管抄と平家物語とを比較して、愚管抄に近い記事を原平家とする研究者もあつた。これらの研究者は、諸伝本中より簡略でしかも単純な内容・詞章を有する伝本を古態とする考え方である。その結果、屋代本を現存する十二巻本諸伝本中の最古態本との考えに至つたのである。そのために、屋代本を、一方流と八坂流以前の伝本と誤認してしまつた。ところで、『当道要集』に記された、城一の平曲が現存するなどの伝本に結び付くか、また一方流、八坂流の元祖と伝えられる如一、城玄の平曲がどのようなものであつたかは不明であるが、平家物語・平曲に二つの大きな流れが存在したことは明らかである。この二大流の区別は、巻十二に続く灌頂巻の有無だけではなく、本文上からこの両流の詞章には明確な差異がある、と筆者は考える。そこで現存する諸伝本の中から、彰考館蔵・鎌倉本、天理図書館蔵・佐佐木本(竹柏園本)、太山寺蔵本、国会図書館蔵・百二十句本、国学院大学図書館蔵・屋代本と一方流の伝本である龍谷大学図書館蔵・覚一本の詞章を比較検討

すると、かなりの差異がわかる。それは覚一本に対する八坂流初期伝本に共通する特質である。その主なものを各巻毎に示すと、

○巻一・「鱸」に熊野參詣がないこと。(百二十句本は異なり、流布本と同じ)

・「祇王」に仏御前の歌「君が代を」があること。

・「二代后」に則天武后があること。

○巻二・「少将乞請」に、「此宰相と申は入道相国の弟也。宿所は六波羅の惣門の内なれば、門脇宰相とぞ申ける。丹波の少将にはしうと」がないこと。

・「少将乞請」に「成経八歳のときより御所へ参り(後略)」があること。

○巻三・「善光寺炎上」がないこと。

・「山門滅亡」が巻冒頭にあること。

・「無文」がないこと。

・「燈爐之沙汰」がないこと。

・「大塔建立」に清盛の夢がないこと。(百二十句本には異なり、覚一本と同じ)

○巻四・「嚴島御幸」に供奉の人名があること。

・「還御」に三月二十九日から四月四日までの記事がないこと。(百二十句本は異なり、覚一本と同じ)

・「源氏揃」に頼政の以仁王への蜂起進言日を治

承四年卯月九日夜」とすること。

・「源氏揃」に熊野合戦があること。(百二十句本は異なり、覚一本と同じ)

・「信連」に信連の装束がないこと。

・「信連」に、信連の言葉「天性日本国をすでに敵にうけさせ給はんずる宮の侍とし(後略)」があること。

・「若宮出家」に「宮の御額に庇のわたらせ給ひける。これはひととせあしき瘡の(後略)」があること。

・「鶯」は異同甚大。(百二十句本は異なり、覚一本に近い)

○卷五
・「月見」に「小夜もやうやふけゆけば、大宮は旧都の荒れゆくことどもを語らせ(後略)」があること。(屋代本は傍点部以外は異なり、後出の中院本と同じ)

・「早馬」に清盛の怒りがあること。

○卷六
・「富士川」に高倉院再度の厳島御幸の供奉人名があること。

・「廻文」に木曾元服がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「飛脚到来」に額入道西叔・河野父子合戦がない

こと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「慈心房」に清盛が慈恵僧止の再証とする詞章が、覚一本と異なること。

○卷七
・「朝靦行幸」が眷冒頭にあること。

・「清水冠者」に木曾・城四郎合戦があること。

(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「願書」に靈鳩の詞章が覚一本と異なること。

(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「篠原合戦」に「二十三日、卯の刻に源氏篠原へ押し寄せ(中略)平家篠原を攻め落とされて落ち

にけり」と記録的な詞章であること。(鎌倉本は

異なり、覚一本と同じ)

・「還亡」に飛驒守景家の最期があること。(鎌倉

本は異なり、覚一本と同じ)

・「木曾山門牒状」に家子郎党名が列举してあるこ

と。

・「維盛都落」に「その声門の外まで聞こえければ、

三位(中略)その期を知らぬこそ悲しけれ」がある

こと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

○卷八
・「山門御幸」に禁中の落書と範光三位叙位がない

こと。

・「太宰府落」に原田種直の記事があること。

○巻九・「生ずきの沙汰」に佐々木に与えた理由があることと。

・「宇治川先陣」に大軍渡川の記事があること。

(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「敦盛最期」に直実の心情表現がないこと。

・「敦盛最期」に熊谷発心・牒状・経盛返牒があること。(佐佐木本は異なり、覚一本と同じ)

○巻十・「請文」に二位殿の重衡助命・知盛院宣拒否がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「戎文」に法然上人の説教がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「維盛入水」に離山宮の記事がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「三日平氏」に維盛の誤解が解ける記事がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「三日平氏」に頼朝からの招待・頼盛心情表現がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「三日平氏」に六月十八日の記事がないこと。(鎌倉本は異なり、覚一本と同じ)

・「藤戸」に和見行重等の戦いがあること。

○巻十一・「逆櫓」に、平家の不安な日々を示す詞章が極めて簡略で、男女の公達さし集まつて泣くよりほか

のことぞなき」とだけあること。

・「逆櫓」に義経の舟子脅迫の詞章が覚一本と異なること。

・「勝浦」に義経・能遠合戦がないこと。

・「志度合戦」に平家敗走がないこと

・「先帝身投」の最後に、大梵高台の閣のうへへ、釈提喜見の宮の内(中略)浪のしたに御命を一時にほろぼし給ふこそ悲しけれ」がないこと。

○巻十二・「大地震」に義経伊豆守任官と源氏五人受領の詞章があること。

・「大地震」の最後に、十善帝王都を出させ給て、御身を海底にしづめ(中略)心ある人の歎かなしまぬはなかりけり」がないこと。

・「平大納言被流」に大納言の歌「白浪の(後略)及び時忠最期があること。

となる。これらの特質を有する伝本を、旧東京教育大学蔵

・文禄本、国会図書館等蔵・中院本などの所謂後出本に対して、八坂流初期伝本と筆者は称するが、これらの諸伝本を相互に比較すると、記事配列の差異、記事・詞章の詳細

・簡略・増補・省略など確認できる。これらの現象を説明

することで、諸伝本の流動過程そして成立事情が明らかに

なるのである。諸伝本の流動過程を説明するとき、平曲の

影響を考慮する必要があるが、これを重要視すればする程、詞章の差異に注目しなければならない。前に示した、一方流覚一本に対する八坂流初期伝本に共通する特質が明確なだけに、現存する諸伝本成立時には、すでに一方流と八坂流は分流して存在したことは明白な事実(注)であろう。即ち屋代本も八坂流初期伝本の一本と分類するのである。これは筆者の基本的な見解で、一部研究者との差異である。

すでに『平家物語の生成』所収の「平家物語研究史(注)」の中で、屋代本についての筆者の見解が紹介されているので、ここでは屋代本文成立に至る過程を中心に示すこととする。

屋代本は巻四・巻九を欠くため十二巻全てについて論証できないが、その特質は諸伝本に比べて概ね極めて簡略な本文であり、佐佐木本に極めて類似する本文を有し、しかも一部は後出の中院本とも類似するのである。

では次に各巻毎に検討しよう。

(二)

○巻一 「額打論」の章に、屋代本は、

同七月廿七日、主上既ニ崩御成ヌ。御年僅ニ廿三、御位ヲサラセ給テ只三十余日ゾ坐シケル。臈テ其夜香隆寺ノ良蓮台野ノ奥、舟岳山ニ納メ奉ル。小納言入道ノ子息隆

憲御喪送ヲ見マイラセテ、泣々カウゾ被申ケル。

常ニミシ君ガ御幸ヲ今日トエバ帰ラヌ旅ト聞ゾ悲キ

大宮今度モサマテノ御幸モ渡ラセ給ハズ。此君ニサへ後レ奉ラセ給シカバ、臈御出家有テ、近衛河原ノ御所ニゾ移リ住セ給ケル。御葬送ノ夜、延暦、興福両寺ノ大衆、額打論シ出シテ、互ニ狼藉ニ及ビケリ。

とあり、佐佐木本とは同じであるが、鎌倉本は傍線部がない。また「御輿振」の章でも屋代本は、

歌道ノ達者ニテアンナルゾ。二条院ノ御時鶴ト云鳥宮中ニ鳴テ屢ハ奉惱震襟公卿僉議有テ、頼政ヲ召シテ射サセラル。頼政是ヲ射ントスルニ、比ハ五月廿日余ノ暗ナリケレバ、身モ形モ不見分シテ、何クヲ矢ツボトモ難定、サレドモ大ノ箭ヲ以テ、鶴ノ声スル方ヲ射ル。鶴ハ箭ノ音ニ驚テ御坪ノ方へ響テ落ケルヲ、二ノ矢ニ臈小箭ヲ取テ番テ、ヒフツト射落ス。主上御感ノ余リニ御衣ヲカツケサセ給フニ、大炊御門ノ右大臣公能給ハリツイテ、頼政ニタブトテ、昔ノ養由ハ雲外ノ雁ヲ射キ、今ノ頼政ハ雨ノ中ニ鶴ヲ得タリト仰ラレテ

五月ヤミ名ヲアラハセル今宵カナ

ト仰カケラレタリケレバ、

タソガレドキモ過ヌトヲモヘバ

ト仕テ、御衣ヲ給テゾ出ニケル。又近衛院ノ御在位ノ時、

当座ノ御会ノ有ケルニ、深山ノ花ト云題ヲ被出タリケル
二、

とあるが、鎌倉本や百二十句本は、太山寺本や覚一本と同じく傍線部がない。屋代本は佐佐木本とは極めて類似した詞章である。この章に『頼政の鶴退治』があるのは、増補（読本）系の長門本以外では、この両本のみであろうか。

屋代本が古態本とすると、諸伝本の中に『頼政の鶴退治』の一部だけでも残存していても妥当ではないだろうか。ところでこの記事は、諸伝本では巻四「鶴」の章にある。いま巻四がないため、この点は不明ではあるが幸いにも佐佐木本には「鶴」の章にもこの記事があることから、屋代本巻四にも佐佐木本と類似した記事があったと推測したい。佐佐木本の重複現象については既に記している（注）ので、ここでは省く。

現存する諸伝本の中で、屋代本が佐佐木本とのみ類似した詞章を有することは、諸伝本中で簡略な屋代本を古態本とする研究に対しては注目すべき現象である。

○巻二 屋代本は、他の八坂流初期伝本とは異なり、諸伝本よりも簡略化された記事・詞章が認められる。「一行阿闍梨」「小教訓」「教訓状」などの章がそれであるが、「少将乞請」で屋代本は、

香貞苦々シキ事哉ト思テ、此ノ由ヲ参テ申ス。宰相殿ハ

早思召切タリ、ゲニ候物ヲト申ス。入道大驚給テ、（中略）我子ノ縁ニ結ボラレザラムニ、是程教盛心ヲハ摧カ
ジトテコソ被出ケレ。少将待請テ、サテ如何候ヤラント
被申ケレバ、入道不斜忿テ、教盛ニハ終ニ対面ヲモシ給
ハズ。

とあり、佐佐木本とほぼ類似する。ところが鎌倉本は傍点部には、

深ク思食切タル御事ニ見ヘサセ給候者ヲ、恐入タル申事
ニテ候ヘ共、宰相殿御出家候バ、君達ハヨモ一処モ残セ
給候ハジ。哀能様ニ御計ヒ候テト

とある。また傍線部の位置は、屋代本と諸伝本とは異なる。巻後半「大納言流罪」以降の記事配列は、百二十句本、佐佐木本そして屋代本の三本はほぼ同一で、覚一本より複雑な配列となり、鎌倉本はさらに混乱した並びとなる。八坂流初期伝本の流動過程が一様でなかったことも判明した。屋代本には「徳大寺立沙汰」がない。これは平曲（語り）の影響か、誤脱であろうか。

○巻三 「法印問答」で屋代本は、

入道何トカ思ハレケム。法印呼トテ呼帰テ対面セラレケ
リ。良法印御房、浄海が申所ハ、僻事カ、先内府ニ送ヌ
ル事、当家ノ運命ヲハカレニモ、入道随分悲涙ヲ押ヘテ
コソ罷過候へ。今日共、明日共不知老ノ浪ニ臨テ、カ、

ル歎ニ遇候心ノ中ヲバ、如何計トカ思給フ。先御辺ノ心ニモ推察アルベシ。保元以後ハ、乱逆打次テ、君安キ御心モ渡ラセ給ハザリシニ、入道ハ只大方取行フ斗ニテコソアレ。内府コソ身ヲ摧キ、手ヲロヒヒ度々ノ逆鱗ヲヤスメ奉シカ。其外臨時ノ御大事、朝夕ノ御事、朝夕ノ御政務内府程ノ功臣ハ難有コソ候ラヌ。是ヲモ古ヲ思フニ、彼唐ノ太宗魏徵ニ遅レテ悲シ余ニ、シヤニナキ者ノ殷宗ハ夢ノ中ニ良弼ヲ得タリ。(中略)間近クハ吾朝ニモ見候シ事ゾカシ。頭頼民部卿、逝去シタリシヲバ、故院殊ニ御歎アテ、八幡ノ行幸延引シ、御遊ナカリキ。惣テ臣下ノ卒スルヲバ、代々ノ君皆御歎アル事ニテコソ候へ。

とあり、佐佐木本、太山寺本とは同詞章であるが、鎌倉本は傍点部全てを、百二十句本は二重傍点部のみを欠く。次に「行隆之沙汰」の章の冒頭、佐佐木本では、

前関白松殿ノ侍ニ江大夫判官遠業ト云者在。是モ平家ニ
不_レ快カラケレバ、六波羅ヨリ已ニ寄テ擲取ベキ処ニ、
子息江佐衛門尉家打上リ、親子云合ケルハ、東国ノ方ヘ
落下、伊豆国ノ流入前右兵衛佐頼朝ヲ憑マバヤト八思ヘ
共、夫モ当時勒感ノ人ニテ、身一ダニモ難叶御座也。日
本ニ平家の庄園ナラヌ所ヤ有。年来栖狎タル所ヲ人見ン
モ恥ガマシカルベシ。只是ヨリ返テ、六波羅ヨリ召ノ使

アラバ、腹搔切テ死ンニハ不如トテ、尾坂ノ宿ヘ取テ返ス。如案六波羅ヨリ源大夫判官季貞、摂津判官盛澄三百余騎ニテ押寄、時ヲ動トゾ造ケル。江大夫判官縁ニ立出、是御覽候へ、各々。六波羅ニテ此様申サセ玉へ、卜館ニ火ヲ掛、父子共ニ腹切テ炎ノ中ニテ焼死ニケリ。

とあり、鎌倉本、百二十句本と同じ。太山寺本は傍点部を欠く。屋代本はこの記事がない。詞章や記事の有無は、流動過程における増補省略・誤脱等の現象による。「法印問答」の記事もこれによるが、屋代本が「行隆之沙汰」の章で前述の記事がない現象は、後出の中院本と同様であるため、極めて注目すべきことで、巻一「御輿振」でも示したが、屋代本を諸伝本中の古態本とするならば、後出の中院本への流動過程で、他の諸伝本にも屋代本と中院本に共通する詞章、記事があるべきであろう。この現象は次の巻五でも認められる。(屋代本は巻四を欠く)

○巻五 屋代本は鎌倉本、佐佐木本、百二十句本など諸伝本に比べて簡略な詞章・記事が多く認められる。特に注目すべき点は、巻三同様に、屋代本の簡略化現象(なかには誤脱もあるだろう)が、中院本と共通していることで、屋代本文成立に至る過程を考える上では無視できない現象である。繰り返しになるが、屋代本を諸伝本中の古態本とするならば、鎌倉本、佐佐木本、百二十句本を飛び越して、

後出の中院本とどう結び付いたか、屋代本古態説には慎重にならざるを得ない。それらの章を示そう。

まず「物怪之沙汰」の章、鎌倉本で示すと、

此日比平家ニ預ツル筋刀ヲバ、今ハ伊豆國ノ流入頼朝給ハズル也ト被仰ケレバ、又傍ニ猶宿老ノ在ケルガ、其後ハ吾孫ニモ賜ヒ候ヘト被仰ト云夢ミテ、是ヲ次第二奉問節刀ヲ頼朝ニ賜スル也ト被仰ツルハ、八幡大菩薩、其後ハ我孫ニモ賜候ヘト被仰候ツルハ、春日大明神、此ヲ申翁ハ武氏大明神ト被答ト云夢ヲ見テ、是ヲ人ニ語程ニ、太政入道漏聞テ、源大夫判官季貞ヲ以、雅頼卿ノ許へ、夢ミノ青侍、急是へ給候ヘト宣為放遣ケレバ、彼青侍廳而逐電シテケリ。

とある。屋代本は傍点部が簡略で、

此日比平家ニ預ラレタリツル節刀ヲバ、今ハ伊豆國流人、前右兵衛佐源頼朝ニタバラスル也ト被仰ト、夢ニ見テ、人ニ語程ニ、太政入道是ヲ聞付給テ、接津判官盛澄ヲ以テ、不思議ノ夢ミタンナル青侍ガ御辺ノ許ニ候ナル。急ギ是へ遣シ給ヘト有ケレバ、件ノ青侍、不敢聞モ逐電。とある。これは八坂流初期伝本では屋代本のみ現象か。中院本は屋代本と類似した詞章で、

としごろ、平家のあづかりたりつるせつとをば、いづの國のる人、よりともにたぶべしとおほせのありけるを見

けるに、ばつぎにおはしましける人の、平家のかたうどするにおほしきを、おつたてらるゝといふ夢を見て、人にかたる程に、入道相国かへりきゝて、それに夢見のおとこの候なる給て、夢のしだいだづね候はんと給つかはされたりければ、此おとこやがてちくでんしぬ。とある。

次に「文覚荒行」の章、屋代本は、

抑兵衛左頼朝ハ去永曆元年三月廿日、十三ニテ伊豆北条姪島ニ流レテ、廿余年ノ春秋ヲ送向フ。年来日比モアレバコソ有ニ、今年シモイカニシテ謀叛起シ給ツト云ニ、期日ニ聞シハ、高雄ノ文学聖人ノ造メタリケルトカヤ。

此文学ト申ハ、渡部遠藤左近将監持遠ガ子ニ、遠藤武者盛遠トテ、上西門院ノ衆也。盛遠十九ニテ菩提心発、髪キリ山々寺々修行シテ迷ヒ行キケルガ、

とあつて「勸進帳」の章へと続く。中院本もこれと類似する。他の八坂流初期伝本は、この記事に続き、文覚が那智で修行中に不動明王に助けられ大願成就し、評判の修験者になる記事がある。鎌倉本では九〇一文字で記される「文覚荒行説話」は平家物語の文芸性の表れでもあろう。屋代本にこの記事がないことは「文覚被流」の章で、他の伝本と比して記事が省かれていることと関係があるろうか。

次に「都帰」の章、鎌倉本では、

同十二月廿三日、近江源氏ノ背クヲ攻ムトテ、大將軍ニハ入道ノ三男左兵衛督朝盛、副將軍ニハ薩摩守忠度、其勢二万余騎テ近江國ヘ発向シ、山本・柏木・錦織ナド云処、源氏共一々皆攻落シ、廳テ美濃・尾張ヘ越給フ。

とあるが、これも屋代本にはなく、また中院本にもない。

この現象は「富士川」「奈良炎上」の章でも認められる。

○卷六 「新院崩御」の章、鎌倉本は、

治承五年正月一日、内裏ニハ東國ノ兵革南都ノ火災ニヨテ朝拜被停、主上出御モ無。物ノ音モ吹不鳴、舞楽モ奏セズ、吉野、国栖モ不參、藤氏ノ公卿一人モ不被參。氏寺焼失ニヨテナリ。二日、殿上ノ宴酔モ無。男女打咽テ、

禁中忌益ゾ見ヘケル。仏法皇法共ニ尽ヌル事ゾ淺益キ。

一院仰成ケルハ五十善ノ余薫ニヨテ万乗ノ宝位ヲ保ツ。

嗣代ノ帝王ヲ思ニ子也、孫也。如何ナレバ万機ノ世務ヲ

被停テ、歲月ヲ送覽トゾ御歎有ケル。五日南都ノ僧綱等

解官ラレ、公請ヲ停止シ、所職ヲ被没取。(中略)興福

寺別当花林院ノ僧正栄円ハ、仏像經卷ノ烟人昇ヲ見テハ、

阿那淺益ト胸打騒ギ、心ヲ碎ケルヨリ病ツイテ、無幾程

ニ失給ヌ。(中略)御齋会ハ可有ニテ、僧名ノ沙汰有シ

ニ、南都ノ僧綱ハ解官レヌ。北京ノ僧綱ヲ以可行與ト公

卿僉議有。左有バトテ南都ヲ棄終サセ給ベキナラネバ、

三論宗ノ学生成法已講勸修寺ニ忍管隱居タリケルヲ召出

レテ、御齋会如形被行。上皇ハ去々々、法皇ノ鳥羽殿ニ被押籠サセ給シ御事、去年高倉院被計サセ給シ御消息、都遷トテ淺益カリシ天下ノ乱、加様ノ御事共御心苦ク被思食ケルヨリ、御惱ツカセ給テ、常ハ御煩ク聞ヘサセ給シ程ニ、東大寺・興福寺ノ滅ヌル由聞食テハ、御惱弥重セ給フ。法皇斜ズ御歎有シ程ニ、治承五年同正月十四日、

六波羅池殿ニテ、上皇終ニ崩御成ヌ。御宇十二年、徳政

千万端、詩書仁儀ノ廃タルヲ興シ、理政安楽ノ絶ル跡ヲ

継給ヘリ。三明六通ノ羅漢モ免給ハズ、幻術變化ノ權者

モ遁又道ナレバ、有為無常ノ習ナレ共、理過テゾ覺ケル。

廳今夜東山ノ麓西閑寺ヘ遷奉リ、夕ノ烟ニ類ヘ、春ノ霞

ト昇セ給ヌ。朝憲法師ハ御葬送ニ參逢ムトテ、急ギ山ヨ

リ被下ケルガ、早空キ烟ト成セ給ヲ見進セテ、

常ニ見シ君ガ御幸ヲ今日間バ帰ヌ又旅ト聞ゾ悲シキ

御年二十一、(中略)末代ノ賢王ニテ在ケレバ、世ノ奉

情事、月日ノ光ヲ失ガ如シ。加様二人ノ願モ不叶、民ノ

果報モ拙キ人間ノ界社悲ケレ。

とあり、百二十句本と同詞章である。屋代本は佐佐木本と

同様で傍点部がなく、傍線部は鎌倉本とは異なる。また竟

一本とも類似する詞章もある。これは、屋代本詞章を増補

して鎌倉本詞章が成立したと考えるよりも、鎌倉本などの

詞章を一部省くことで屋代本詞章が成立したと考える方が

詞章を一部省くことで屋代本詞章が成立したと考える方が

自然ではないだろうか。この現象は「廻文」「飛脚到来」「入道死去」「祇園女御」「嗶声」の章でも見られる。八坂流初期伝本には二つの流動過程が存在したことになろう。

○卷七 「俱梨迦羅落」から「篠原合戦」の章にかけて、鎌倉本は、

木曾殿左有バ社トテ、荒手ノ武者二万余騎呼メヒテ懸レバ、平家三万余騎暫支テ防ケレ共不堪シテ、彼所ヲモ終ニ被攻落ヌ。平家ノ方ニハ大將軍三河守朝度被討給ヌ。此ハ入道相国ノ子也。侍共多亡ニケリ。木曾殿ハ志雄山打越テ、能登小田中親王ノ塚ノ前ニ陣ヲ取、彼所ニテ諸神ヘ神領ヲ寄ラレケリ。白山ヘハ横江・宮丸ニケ所ノ庄ヲ寄進ス。須谷社ヘハ能美庄、多田ノ八幡ヘハ朝屋庄ヲ寄進ス。氣此社ヘハ筏原ノ庄ヲ寄進ス。平泉寺ヘハ藤嶋ノ七郷ヲ被寄ケリ。一年石橋山ノ合戦ノ時、兵衛佐殿奉射者共都ヘ逃上テ、平家ノ御方ニゾ候ケル。宗トノ兵ニハ俣野五郎景久・長井齋藤別当真盛・伊藤九郎助氏・浮栖三郎重親・真下四郎重直、此等ハ暫軍ノ有ム左右休ムトテ、毎日寄合シ順酒ヲ為ゾ慰ケル。先真盛ガ許ニ寄合タリケル時、齋藤別当申ケルハ、情此世中ノ消息ヲ見ニ、源氏ノ御方ハ強ク平家ノ御方ハ負色ニ見ヘサセ給タリ。去来各木曾殿ヘ参ト云ヘバ、皆左有ムナフト同ジケリ。次ノ日又浮栖三郎ガ許ニ寄合ケル時、齋藤別当左有

モ昨日申シ事ハ如何、各。其中ニ俣野五郎進出テ申ケルハ、我等ハ流草東国デハ皆人々ニ知レテ名有者デ社有、吉ニ付ケ阿方ヘ参リ此方ヘ参事モ見苦カルベシ。人ハ進ム共、於景久者平家ノ御方デ如何ニモ成フト申セバ、齋藤別当咲テ、実ニハ各ノ御心共ヲ全引奉ムトテ社申タレ。其上真盛ハ今度ノ合戦ニ討死セウド思切テ候ゾ。二度都ヘ帰上マジキ由人々ニモ申置タリ。大臣殿ヘモ此様ヲ申上テ候ゾト云ケレバ、皆亦此儀ヲゾ同ジケル。左有程ニ平家ハ人馬ノ息ヲ休テ、加賀国篠原二陣ヲ取。同五月廿一日辰ノ一点ニ、木曾殿篠原二押寄テ剋ヲ動トゾ造ケル。平家ノ方ニハ武蔵国住人畠山庄司重能・小山田別当有重去治承ヨリ被召籠テ有シヲ、汝等旧ヒ者共也。軍ノ様芸トテ、北国ヘ被向ケリ。是等兄弟三百余騎デ陣ノ面ヘ進タリ。源氏方ヨリ今井四郎包衡三百余騎馳向。畠山、今井四郎、始ハ互ニ五騎十騎ゾ、出合テ勝負ヲ為サセ、後ニハ両方乱合戦ケル。五月廿一日午刻、草モ不揺照ス日ニ、我劣ジト戦バ、遍身ヨリ汗出テ水ヲ流ニ不異。今井ガ方ニモ兵多亡ニケリ。畠山モ家子郎等多討セケリ。引退ク。次ニ平家方ヨリ高橋ノ判官長綱五百余騎デ進ムダリ。源氏方ヨリ樋口次郎包光・落合五郎包行三百余騎ニテ馳向。暫支テ防ケレ共、高橋ガ勢ハ国々驅武者ナレバ、散々ニ被懸散我先ニトコソ落行ケレ。高橋心ハ武ク思ヘ

ドモ、ウシロ阿波羅ニ成ケレバ、力及バデ引退ク。只一騎落行処ニ、越中国住人入善小太郎行重、好ヒ敵ト目ヲ懸鞭ニ鐙ヲ合テ馳来リ。押並テ無須ト組。高橋判官入善ヲ掴フデ、鞍ノ前輪ニ押付テ、和君ハ何者ゾ、号レ聞フト云ケレバ、越中国住人入善小太郎行重、生年十八歳トゾ号タル。阿那無慙ヤ、左有巴去年後タルニ長綱ガ子モ今年ハ有バ十八歳ゾカシ。和君振切テモ捨ベケレ共、助ムトテ赦シケリ。我見モ馬ヨリ下、暫ク御方ノ勢待ムトテ休居タリ。入善我ヲバ助タレ共、阿波乱敵乎。如何ニモシテ討バヤト思居タル処、高橋打解テ話シケルヲ、入善勝レタル早者ノ男デハ有。刀ヲ拔飛デ懸リ、高橋ガ内甲ヲ二刀社刺タリケル。左有程ニ入善ガ郎等三騎馳来テ落合タリ。高橋判官ハ武ク思共、運ヤ尽ニケレ。痛手ハ負フ。敵ハ数多有。彼処ニテ終ニ被討ケリ。

とある。屋代本は傍点部がなく、傍線部は簡略となり、四時ニ破ケル。合戦ニ源氏兵モ一千余人被討ヌ。平家ノ方ニハ、高橋判官長綱ヲ始トシテ、二千余人ゾ亡ケル。平家篠原ヲモ終ニ被攻落テ落行ケリ。

とある。これは佐佐木本、百二十句本とも同詞章である。次に「平家山門連署」の章では、鎌倉本は願書の連署として覚一本同様に十名を記すが、百二十句本は清相・教盛を省き、佐佐木本と屋代本は宗盛のみの署名となる。これ

に続く記事は、鎌倉本では、

トゾ被書タル。貫首はヲ慙給テ、聽テ不被披露、十禅師御殿ニ籠テ、三日加持シテ後被披露。始ハ有トモ見ヘザリツル一首歌、願書ノ表卷ニ出来リ、

平ニ花サク宿モ年経バ西ヘカタブク月トコソナレとあるが、屋代本、佐佐木本ともない。

この巻は諸伝本により、記事配列も複雑となる。概略鎌倉本に比して、屋代本と佐佐木本は記事の有無とその配列詞章の簡略化の点で極めて類似することから、八坂流初期伝本に二つの流れが存在したことになる。

○巻八 「山門御幸」の章で、鎌倉本は、

左有程二十郎藏人行家、宇治橋ヨリ都ヘ入。陸奥新判官義泰ガ子、矢田判官代義清大江山ヲ経テ上洛ス。撰津国・河内源氏ノ勢充滿タリ。左衛門督実家勸解由小路中納言経房卿、院ノ殿上ノ簀子ニ候テ、義仲・行家ヲ召ス。木曾ハ赤地錦ノ直垂ニ、赤綴ノ鎧着テ、威物造ノ太刀ヲ帶キ、廿四差タル大中黒ノ矢負、重藤ノ弓脇ニ挟ミ、甲ヲ脱ギ高紐ニ懸テ候。十郎藏人ハ、紺地錦ノ直垂ニ、赤綴ノ鎧着テ、金造ノ太刀帶キ、廿四差タル大中黒ノ矢負、塗籠藤弓脇挟、甲ヲ脱ギ高紐ニ懸、跪テ候ケリ。前内大臣已下平家ノ一類追討スベキ由被仰下。

とある。屋代本は傍線部が異なり、傍点部はない。屋代本

以外の諸伝本では、傍点部がないのは百二十句本で、佐佐木本はその一部を欠く。

次に「妹尾最期」の章では、鎌倉本に、

今井四郎、左候バ先下テ見候ハムトテ、三千余騎山陽道へ馳下ル。福竜寺幡幅八弓杖一枚計ニテ、遠サハ西国一

里也。左右ハ深田ニテ馬ノ足モ及ネバ、三千余騎ガ心ハ先に進メ共、馬次第二ゾ歩セケル。押寄テ見バ、妹尾太

郎高矢倉ニ立出テ、大音ヲ揚テ〇〇ケルハ、去五月ヨリ無甲斐命ヲ被助進候。各御芳志ニハ、是ヲ社用意仕テ候

ヘトテ、究竟ノ強弓勢兵数百人勝テ鏃ヲ惹テ差認引認散々ニ射ケレバ、面ヲ可向様モナシ。左有ドモ今井四郎

ヲ始トシテ、楯・根井・宮崎三郎・諏方・藤澤ナド云早雄兵共、甲ノ鏃ヲ傾テ、射殺ル、人馬ヲ取入引入、堀ヲ

埋、呼叫テ攻戦。或左右ノ深田ニ打入レテ、(中略)妹尾太郎、只主従三騎ニ被討成、板倉河ノ端ニ付テ、弥度

呂山ノ方へ落行程ニ、北国デノ様ニ於妹尾者又生補ニ仕候ハムトテ、群ニ抜テ追テ行。間ヒニ、町計ニ追着テ、如

何ニヤ妹尾殿、正無フ敵ニ後ヲバ見セ給者哉。返ヤ、ト云レテ、板倉河ヲ西へ打渡ガ河中ニ控ヘテ待懸タリ。

倉光馳来テ押並無須ト組動ト落ツ。互ニ劣ヌ大力也ケレバ、上ニ成下ニ成軋ビ逢程ニ、川ノ片測有ケルニ、軋ビ

入テ倉光ハ無水練也。妹尾ハ勝タル水練也ケレバ、水ノ

底ニテ、倉光ヲ捕テ押ヘテ刀ヲ抜、草摺引上、柄モ拳モ徹々ト三刀刺テ頸ヲ取。馬ハ乗損ジタリケレバ、敵ノ倉光ガ馬ニ非他ト乗テ落行程ニ、妹尾ハ嫡子小太郎宗康、馬ニハ不乗歩行ニテ、郎等ト列テ落行程ニ、未二十二三ノ男ナレ共、

とあり、佐佐木本と同じ。屋代本は傍線部に、

篠迫へ推寄タリ。城ノ内ノ者共、ヨシハタヌイテサシツ

メ引ツメ散々ニ射ル。馬人多ク射殺サレテ、向面者ナシ

今井四郎カウテハ叶ハジトテ、昔ヨリ馬ノ足モ及ヌト云

とあり、傍点部はない。百二十句本は屋代本と同詞章であ

る。

次に「室山」の章が注目される。屋代本は、

一日戦暮ス。サレド平家ハ多勢、御方ハ無勢ナリケレバ、

散々ニ打散サレテ、引退ク。播磨ヲバ平家ニ恐レ、都ヲ

バ木曾ニ恐テ船ニ乗り、和泉国へ推渡テ、河内国長野城

ニゾ籠ケル。

とあり、百二十句本と同じであるが、鎌倉本では、

平家ハ陣ヲ五二張。一陣・越中次郎兵衛盛次二千余騎、

二陣・伊賀平内左衛門家長二千余騎、三陣・上総五郎兵

衛、悪七兵衛三千余騎、四陣・本三位中将重衝卿三千余

騎、五陣・新中納言朝盛卿一万余騎ニテ固ラル。十郎蔵

人行家五百余騎ニテ呼テ懸ク。越中次郎兵衛盛次、暫相

対様ニ持成テ、中ヲ雜ト開テ通ス。一陣ヨリ、五陣左、右兼テ約束為タリケレバ、敵ヲ中ニ取籠テ、後ヨリ一度ニ剋ヲ動トゾ造ケル。十郎藏人今ハ道ベキ方モ無リケレバ、謀レヌト思テ、命ヲ不惜面モ不振、此所ヲ最期ト防戦フ。平家ノ侍共、源氏ノ大将ニ押並テ組ヤクト云ケレ共、流草十郎藏人ニ押並テ組武者一騎モ無リケリ。新中納言ノ宗ト被頼タリケル紀七左衛門、紀八左衛門、紀九郎ナド云一人当千ノ兵共、其所ニテ皆十郎藏人ニ被討取。此シテ十郎藏人五百余騎ガ僅三十騎計ニ討成シ、四方ハ皆敵也。如何ニシテ可遁トハ覚ヘネドモ、思切テ如雲霞ナル敵ノ中ヲ破テ出。左有共我身ハ手モ不負、家子郎等二十余騎、大略手負テ、播磨国高砂ヨリ船ニ乗押出テ、和泉ニゾ着ニケル。其ヨリ河内ヘ打越テ、長野城ニ引籠とある。佐佐木本は傍点部がない。諸伝本中で簡略な屋代本詞章から鎌倉本、佐佐木本詞章が成立するのには甚大な改編が必要になる。

次に「鼓判官」や「法住寺合戦」の章にも注目したい。記事配列とともに詞章も、鎌倉本と佐佐木本が類似するのに対して、屋代本は百二十句本と同様であるが、この二つの流れの差異は大きい。その一部を示すと、屋代本では、北面二候ケル宮内判官公朝・藤内左衛門時成、尾張国ヘ馳下ル。是ハ何ニト云ニ、鎌倉右兵衛佐ノ舍弟蒲冠者範

頼・九郎冠者義経二人都ヘ上ルガ、尾張熱田大宮司ノ許ニ御坐スルト聞テ、木曾悪行ノ事ヲ訴シガ為也。抑此人々ハ何事ニ都ヘ上ルゾト云ニ、平家都ニ御坐スル程ハ、道ノ狼藉モアレバトテ、東八箇国ノ御年貢ヲ君ヘ奉給事モナシ。平家都ヲ落テ後、兵衛佐王地ニハラマレテ、サノミ年貢ヲ対捍セン事モ恐ナレバトテ、両三年ガ未進ヲ沙汰シテ、千余人ノ兵士ヲ副ヘ、都ヘ被進ケルヲ、兼テ奏センガタメニ、範頼・義経二人ノ舍弟ヲ被進ケル程ニ、此人々道ニテ軍有ト聞テ、無左右上テ軍シテ、悪カリナシ。引退テ、鎌倉殿ニ子細ヲ申サントテ、大宮司ノ許ヘゾ御坐ケル。宮内判官・藤内左衛門馳下テ、木曾ガ悪行ノ事、一々ニ申ス。九郎義経宣ケルハ、是ハ宮内判官ノ急ギ鎌倉ヘ可被下ト覚サウゾ。其故ハ子細モシラヌ使ハ、返シ問ル、時申サネバ、不審ノ残也ト宣ヘバ、宮内判官夜ヲ日ニシテ鎌倉ヘ下ル。兵衛佐対面シ給テ、事ノ様ヲ被尋。寺長吏八条宮モ被討サセ給候ヌ。天台座主明雲大僧正御房悪行アラバ、何度モ頼朝ニ被仰下テコソ被追討ベキニ、無云甲斐朝泰ナンドガ申久事ニ付セ御坐テ、御所ヲモ焼セ、高僧達ヲモ多ク失ナハセ給ヘル事コソ、返々モ浅猿ク存候ヘ。此後ハ朝泰ヲ不可召仕給ト脚カラ立テ、院ニ被奏聞ケリ。朝泰此事聞テ、陣セントテ、鎌倉ヘ下ル。兵衛佐、シヤツニ目ナミセソ。アヒシラヒナ

セソ、ト宣ヒケレバ、ア、ヒ、シ、ラ、ウ、者、モ、無、リ、ケ、リ。朝、泰、失、
面、目、テ、帰、上、リ、其、後、ハ、何、ク、ニ、カ、有、ケ、ン。不、知、行、辺、ト、ゾ、聞、
シ。其、比、木、曾、為、追、討、東、国、ヨ、リ、既、ニ、討、手、ノ、上、ル、ト、聞、シ、カ、
バ、木、曾、ハ、西、国、ヘ、立、早、馬、テ、平、家、ノ、人、々、急、ぎ、都、ヘ、上、リ、給、
ヘ。

とあり、百二十句本と類似する。傍点部は鎌倉本、佐佐木
本にはなく、傍線部は異なる詞章である。傍点部の範類、
義経上落記事の有無が目目される。屋代本、百二十句本は
この記事を加えた結果、「宮内判官公朝、藤内左衛門時成
馳下ル」詞章を繰り返すことになり、煩雑となつたのであ
る。屋代本のこの重複現象は巻一「御興振」でも認められ
るため、屋代本の特質で、このことから屋代本は平曲の影
響を受けた伝本と言えよう。(屋代本は巻九を欠くため、
ここでも省く)

○巻十 「首渡」の章で、屋代本には、

北方、糸惜ヤ、其モ只我等ガ事ヲ思歎クガ、病ヒト成給
タルニコソ、何ナル勞ヤ覽、穴無覺束ト宣ヘバ、若君、
姫君、何ノ御勞トハ問ザリシカトゾ宣ケル。斎藤五、身、
計ダニモ忍カネテ候者が、何ノ御勞ナンドマデハ、争カ
問候ベキト申セバ、北方、ゲニモトテゾ被泣ケル。三位
中将モ通フ心ナレバ、都ニサコソ我ヲ無覺束思ラメ。頸
共ノ中ニハ見ズトモ、水ノ底ニモ沈ミヤシヌラントテコ

ソ歎ラメ。未此世ニ長ラヘタルゾト、知セバヤトハ思ヘ
ドモ、忍タル栖ヲ、人ニ知センモサスガナレバトテ、
啼々明シ暮サセ給ケリ。夜ニ成レバ、余三兵衛重景、石
童丸ナド云者ヲ喬ニメシ、都ニハ只今我事ヲコソ思出ラ
メ。少キ者共忘ルトモ、人ハ亡隙アラジ。角独只イツト
ナク明シ暮セバ慰ム方ハ無レドモ、越前三位上ヲ見ニハ、
賢クゾ少キ者共ヲ都ニ留置タリケルトテ、泣々悦給ケル。
北方ハ商人ノ便ニ文ナドノ自ヲ通ニモ、ナド今マデ迎ヘ
取セ給ハヌゾヤ。疾シテ迎ヘ取セ給ヘ。少キ者共モ、不
斜恋シカリ奉リ、我モ尽セヌ物思ニ、長ラウベキ様モナ
シナンド、細々ト書ツゞケ給ケレバ、三位中将、此御返
事見給テモ、何事モ思入給ハズ。臥沈ミテゾ歎カレケル。
大臣殿モ二位殿モ聞之給テ、サラバ北方、少キ人々ヲ奉
迎取、一所ニテ何ニモ成給ヘカシト宣ヘドモ、我身コソ
アラメ、人ノタメ糸惜ケレバトテ、泣々月日ヲ被送ケル
ゾ、セメテノ志ノ程モ頭レケル。サテモ可有ナラネバ、
近フ召仕レケル。侍ヲ一人シタテ、都ヘ上セ給ニ、三ノ
文ヲゾ被書ケル。先ヅ北ヘノ御文ニハ、一日片時絶間ヲ
ダニモ、ワリナフコソ思シニ、空キ日数モ隔リヌ。都ニ
ハ敵充満テ、(中略)サテコソ有ラメナンド書テ、奥ニ
ハ六代殿ヘ維盛、夜又御前ヘ維盛ト書テ、日付セラレケ
リ。是ハ我イカニモ成テ後、形見ニモ見ヨトテ、中将角

ハ、被書ケル也。御使都へ登テ此御文ヲ奉ル。北方御文見

給テ、思入テゾ被歎ケル。御使急ギ可下之由申セバ、サルニテモ暫ク御返事ノ有ンズルゾトテ、泣々起上細々ト御返事書テゾ給ケル。若君姫君モ筆ヲ染テサテ御返事トハ、何ト書ベキト申給ヘバ、母御前、只兎モ角モ和御前ガ君ハンズル様ニカケトゾ宣ケル。ナド今マデ迎ヘトラセ給ハヌゾヤ。穴御窓シクト詞モ替給ハズ。二人ナガラ、同詞ニゾ被書ケル。御使屋嶋へ下テ、此御返事造セタリケレバ、三位中将北方ノ御文ヨリモ、若君姫君ノ恋シクト被書タルヲ見給テゾ、今一キハ無為方ハ被思ケル。三位中将今ハイフセカリツル。古郷ノ伝聞晴給ヘ共、妻子ハ従来心ヲ悩マス物ナレバ、恋慕ノ思ヒヤマザリケリ。抑今ハ、穢土ヲ厭フニ無勇、閻浮愛執ノ綱強ケレバ、浄土ヲ願フニ捲シ、今生ニ妻子ニ心ヲ摧キ、当来ニハ修羅ニ墮ン事、心憂カルベシ。サレバ自是都へ上リ、妄念離テ自害センニハ如ジトゾ思定給ケル。

とあり、百二十句本、佐佐木本と類似するが、鎌倉本には傍線部がなく、傍点部は異なる。鎌倉本は維盛から北方へ積極的に文を出す記事となるが、屋代本では、北方や二位殿の維盛への思いが強調され、維盛の心情を平家一族への哀歌として記している。これは簡潔な記述を旨とする屋代本を通して原平家を追究するとの考え方に一石を投じる、

注目すべき詞章であろう。

次に「内裏女房」から「海道下」までの記事配列では、屋代本は百二十句本とは異なり、佐佐木本と同様となる。

次に「戒文」「高野聖」「熊野参詣」「維盛入水」などは仏教思想を有する章であるが、屋代本や佐佐木本は、鎌倉本と比して、仏教的な難語を回避した結果として簡略となったものである。示すと、「維盛入水」の滝口戒言、鎌倉本では無量寿経や観無量寿経を基にした詞章であるが、屋代本は簡潔に、

弥陀如来ハ、一念十念ヲモ不扨十悪五逆ヲモ導ト云悲願坐シマス也。彼願力ニ乗センニ疑ヤハ候ベキ。

とあり、佐佐木本も同詞章である。

○卷十一 屋代本は「副将被斬」以外の章では概略鎌倉本詞章と一致する。特筆すべき現象である。また屋代本は佐佐木本詞章とは異なり、百二十句本と類似する章もある。

巻十では屋代本に類似する佐佐木本ではあつたが、「先帝身投」や「内侍所都入」では、一方流寛一本と類似する詞章で、一方流と八坂流初期伝本とは相互に影響した証左であろうか。「逆櫓」「鷄合壇浦合戦」「遠矢」「剣」は八坂流初期伝本の詞章がほぼ一致する。

次に「副将被斬」の章で、屋代本は、乳人ノ懐ヘ顔ヲ差入給ケルヲ、河越遅ジト目ヲ合セケレ

バ、太刀ニテハ不叫シテ、刀ヲ拔テ、乳人ノ懷ニ顔差入給ヘルヲ引放チ、終ニ首ヲバ取テケリ。

とあり、百二十句本、佐佐木本詞章と類似する。鎌倉本は傍点部に、

心強フ引出シ奉ベキニモアラネバ、若君ヲ奉取テ、天ニ仰地ニ伏悶絶焦ケレ共甲斐ゾナキ。良有テ重房泪ヲ接ヘ、今ハ何ト被思食候共、叫ハセ給候マジ。疾々ト申ケレバ、とある。この感情的詞章は、「先帝身投」の佐佐木本同様

に、八坂流初期伝本流動の複雑さを示している。
○卷十二 屋代本の巻冒頭は、「腰越」で始まる。それは八坂流初期伝本の特質である（佐佐木本は一方流の覚一本と同じく「大地震」である）。屋代本詞章は鎌倉本と類似する。これは卷十一での類似現象とも関係があろう。諸伝本に比して難語や文学的・感情的部分を略するのは屋代本の特質か、この章でも義経起請文がない。これは屋代本だけであらうか。

次に「重衝被斬」の章を鎌倉本で示すと、

中将是ヲ控ヘテ佛ニ奉向テ申サセ給ケルハ、伝聞調達ガ三逆ヲ作り、八万蔵ノ聖教ヲ為シモ云、遂ニ天王如来ノ記別ニ預ヌ所作ハ罪業実ニ雖深ト、聖教ニ値過セシ逆縁不朽シテ、返テ得道ノ因ト成ル。重衝ガ逆罪ヲ犯ス事、全愚意ノ非発起ニ、只世ノ理ヲ存ズル計也。生ヲ受ル者

誰ガ父ノ命ヲ背カン。命ヲ保ツ者ノ誰ガ王命ヲ蔑如ス。彼ト云此ト云、辞スルニ無所罪報立所ニ酬ヒ、運命既に只今ヲ限トス。後悔千万悲テモ尚余リアリ。但シ三宝ノ境界ハ以慈悲為先ト、故ニ濟度ノ良縁也。唯園教意、逆即是順、一念阿弥陀仏、即滅無量罪、此文肝ニ銘ズ。只今ノ依最後ノ念仏ニ、九品託生ヲ可遂トテ、頸ヲ延テゾ被討セ。

とある。屋代本は傍点部が異なり、

中将仏ヲ拜給テ、被申ケルハ、我不慮伽藍焼失ノ余央ニ纏サレテ、達多ガ逆心有シモ、還テ天王如来ノ記列ニ預リ、闍王ノ惡逆モ、則善根ノ身ヲ得タリキ。願クハ、翻惡業ヲ安養浄土ヘ引導シ給ヘト、念仏高声ニ唱テ頸ヲ延テゾ被切ケル。

とあり、仏教的な難語を回避したものである。百二十句本、佐佐木本もこれに類似する。また「大原入」の章でもこの現象が認められる。「維搔之沙汰」がないのも屋代本の特質である。

次に「土佐房斬」の章、屋代本は、

判官武蔵房ヲ以テ、何ニ被上テ候トハ承ニ、カウトハ承リ候ンヤラン。又源二位殿ヨリ、被仰旨ハ候ハンカト、被尋ケレバ、昌俊聞モ不致、弁慶対面シテ、ツレラレテ判官ノ宿所ヘゾ参ケル。判官出合対面シ給テ、何ニ一昨

日被上テ候ト承ルニ、ナド今マデカウトモ承リ候ハヌヤ
覽。又鎌倉殿ヨリ御文ナドハ候ハヌカト被尋ケレバ、昌
俊、サン候。鎌倉殿ヨリハ、差事モ候ハネバ、御状ハ不
被進候。御詞ニ申セト仰候シハ、当時京都ニ何事モ候ハ
ヌハ、サテ渡ラセ給フ故カト覺テコソ候ヘト、申セトコ
ソ仰ノ候シカ。是ハ世間モ穩シフ成テ候間、七大所詣仕
覽トテ、暇申テ罷上リ候ガ、道ヨリ勞事候テ、兎角シテ、
上付テハ候ヘ共未快候間、臆モ不參候トゾ申ケル。伊与
守宣ケルハ、サハヨモアラジ。梶原ガ就讒言ニ源二位常
ハ義経ヲ討ント宣ナレバ、大勢ヲ上セテハ、宇治、勢田
ノ橋ヲモ引テ天下大事ニ及ビナズ。和僧、小勢ニテ上
リ夜討ニモ昼打ニモ討テ進セヨトテ、被上タリトコソ覺
レト宣ヘバ、土佐房顔氣色替テ、全フサル事候ハズ。
とあり、百二十句本と類似する。傍線部は鎌倉本、佐佐木
本にはなく、傍点部は両本とは異なる。

次に「判官都落」の章、百二十句本は、

しうとほうぢうの四郎ときまさを大しやうぐんにて、六
まんよきをさしのぼらせる。はうぐはんちんぜいのかた
へおちばやとおもひたち給ふ。ここにをがたの三郎これ
よしはみせいものなりけるあひだ、よしつねにたのま
れよとの給ふ。これよし申けるは、さ候はゞみうちなる
きくちの二郎たかなをはねんらいのかたきにて候。給は

つてかうべをはねんと申。申までなくやがて給はりてけ
れば、六でうかはらにてきられにけり。これよしかひか
しくたのまれけるとかや。同十一月一日、
とある。佐佐木本とは近い詞章である。屋代本は傍点部が
なく、鎌倉本とほぼ類似する。

次に「吉田大納言之沙汰」の章に、屋代本と百二十句本
には「行家最期」と「義教最期」の記事がある。

この巻では、屋代本は鎌倉本の影響を受けながらも、佐
佐木本や百二十句本とも交流があり、複雑な流動の跡が認
められる。

(三)

以上は概略ではあるが、屋代本を中心として、八坂流初
期伝本を相互に比較検討した。この検討では屋代本一方流
と八坂流は、現存する諸伝本成立時にはすでに各々独立し
て流伝していたことは既述の通りだが、この両流は章段単
位で、また記事単位で、そして詞章が相互に交流した結果、
一方流よりも八坂流諸伝本が、八坂流伝本としての特質を
維持しつつ、複雑に改編されるに至った。この結果として、
鎌倉本は他の八坂流初期伝本とは少々異なり、一方流寛一
本と類似する詞章を持つことから、鎌倉本成立に寛一本系
統本が関与したことが判明した。鎌倉本詞章は他の八坂流

初期伝本に比して、覚一本に類似するためか、文学的・感情的な要素が多いため、諸伝本が改編を繰り返す過程で、屋代本が鎌倉本詞章を越えて、鎌倉本より古態と認められるだろうか。屋代本は、八坂流初期の諸伝本中では百二十句本とも類似するが、概略佐佐木本とほぼ類似すると認めべきで、屋代本が百二十句本と類似する詞章は、百二十句本が覚一本や鎌倉本と類似する詞章を有することから、百二十句本は屋代本より前出と考える。屋代本は諸伝本中では簡略な特質は認められるが、巻十一のように鎌倉本と極めて類似することも明らかにしたが、また鎌倉本より詳細な記事も確認できた。さらに注目すべきは、八坂流初期伝本中では、後出の中院本詞章とも一致する詞章が少なからずあることである。一部の研究者が示す諸伝本中で比較的簡略な屋代本に原平家を求めて最古熊本とするためには、屋代本を改編して佐佐木本や百二十句本、さらには鎌倉本、覚一本詞章を成立させるための、甚大なエングリーを必要とすることを意味する。また先に示したが、中院本へと流伝していくには、諸伝本にも、屋代本と中院本共通の詞章が他の伝本にも認められるはずではないだろうか。しかも平曲からの影響を考えると、琵琶法師が、その語りの中で簡略な記事から、量的に豊かな文学的記事へと容易に改編出来たであろうか。屋代本と巻十二で類似

する百二十句本は、全巻百二十句に分割し、諸伝本とは章段分割上、他伝本へ影響を与えたとは認められないことや、全文が仮名中心の詞章であることから、屋代本への影響力は、琵琶法師が平曲を語る時には自分の得意とする章段を語ることから判断すると、細微であつただろう。とすると屋代本は、鎌倉本系統本を基に、改編を繰り返し、さらに佐佐木本系統本とも交流しながら成立したであろうことであろう。そして後出の中院本系統本へと受け継がれていったであろうか。

注

- (1) 山田孝雄『平家物語考』(勉誠社再刊、昭和四十三年)及び渥美かをる『平家物語の基礎的研究』(笠間書院再刊、昭和五十三年)参照。
- (2) 赤松俊秀『平家物語の原本について』(『文学』第三十五巻第二号・昭和四十二年二月)参照。
- (3) 拙稿『平家物語八坂流初期伝本について』(『須磨ノ浦女子高等学校研究紀要』第八号・平成四年三月)参照。
- (4) 拙稿『平家物語の一方流と八坂流について』(『解釈』第十一巻第七号・昭和六十年七月)参照。
- (5) 早川厚一『平家物語』諸本研究史(『軍記文学研究叢書5』『平家物語の生成』汲古書院、平成九年)参照。
- (6) 拙著『太山寺本平家物語』(汲古書院、昭和六十一年)及

び拙稿「再び平家物語太山寺本について」(『兵庫國漢』第三十二号・昭和六十一年三月)及び拙稿「平家物語(太山寺本)と研究(一)〜(十)」(『研究と資料』第十四輯・昭和六十年十二月他)参照。

(7) 拙稿「平家物語佐佐木本について」(『佛敎大学大学院紀要』第十一号・昭和五十八年三月)参照。

(8) 拙稿「八坂流平家維盛入水の前後の章について」(『佛敎文學』第八号・昭和五十九年三月)参照。

(9) 高橋貞一『平家物語諸本の研究』(富山房、昭和十八年)参照。

